

建 建 監 第 1 3 号
令 和 6 年 9 月 3 日

京都府建設業協会 京都支部 御中

建設局長 古川 真文
担当 建設企画部監理検査課

工事関係書類作成マニュアル（案）の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

工事関係書類作成マニュアル（案）（以下「マニュアル（案）」という。）は、受注者が作成する工事関係書類や段階確認等の手順及び検査における提出書類、提示書類を明確にし、受発注者間で共有を図ることを目的として、現在、令和5年11月に改定したマニュアル（案）を活用しています。

この度、マニュアル（案）を別紙の概要のとおり改定しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

工事関係書類作成マニュアル（案）の改定概要

1 改定概要

○ 各実施要領等の基準の改定に伴うマニュアル資料の改定

- ・ 契約課様式の運用変更（下請負契約等通知書）に伴うもの
- ・ 週休2日工事实施要領の改定に伴うもの
- ・ 電子納品実施要領（工事編）の改定、情報共有システム活用ガイドラインの改定、並びにICT活用工事試行要領の策定に伴うもの
- ・ 各工事関係書類のまとめ方（電子検査関係）について
- ・ その他、国の基準や取り扱い変更に伴うもの

2 ホームページでの閲覧及びダウンロード

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用してください。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

3 適用

建設局で検査を受検する工事に適用する。ただし、単価契約等、一部を除く。

当初設計書の基準適用年月が令和6年8月の工事から活用してください。